



県 章

滋賀県公報

令和 8 年 (2026 年)
6 月 26 日
号 外 (1)
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 選挙管理委員会告示

滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙の実施.....	3
滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙の実施.....	3
滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙の実施.....	3
滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙を滋賀県知事選挙と同時に行うことについて.....	3
滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙を滋賀県知事選挙と同時に行うことについて.....	3
滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙を滋賀県知事選挙と同時に行うことについて.....	3
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県知事選挙および滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序および開票の順序.....	3
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県知事選挙および滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序および開票の順序.....	4
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県知事選挙および滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序および開票の順序.....	4
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者の選任.....	4
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者の選任.....	4
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者の選任.....	5
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙会の日時および場所.....	5
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙会の日時および場所.....	5
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙会の日時および場所.....	5
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式.....	5
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式.....	7
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式.....	9
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為を受け付ける機関.....	11
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為を受け付ける機関.....	11
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為を受け付ける機関.....	12
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日.....	12
令和 8 年 7 月 5 日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙においてポスター掲示場にポス	

ターを掲示することができる日..... 12

令和8年7月5日の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示
することができる日..... 12

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序
を定めるくじを行う日時および場所..... 12

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲
載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 12

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序
を定めるくじを行う日時および場所..... 13

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における公職選挙法による選挙運動に
関する支出金額の制限額..... 13

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における公職選挙法による選挙
運動に関する支出金額の制限額..... 13

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における公職選挙法による選挙運動に
関する支出金額の制限額..... 13

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員
会印を刷込みとすることについて..... 13

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙に用いる封筒に押すべき選挙管
理委員会印を刷込みとすることについて..... 13

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員
会印を刷込みとすることについて..... 14

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙長印..... 14

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙長印..... 14

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙長印..... 14

地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び
運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と
40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自
治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数..... 14

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における開票の事務を選挙会の事務に
併せて行うことについて..... 15

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における開票の事務を選挙会の事務に
併せて行うことについて..... 15

○ 滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙選挙長告示

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所.... 15

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において選挙長が立候補の届出を受け
付ける順位..... 15

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において選挙会の選挙立会人を定める
くじを行う日時および場所..... 15

○ 滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙選挙長告示

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙長の事務を取り扱
う場所..... 16

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において選挙長が立候補の届出
を受け付ける順位..... 16

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において選挙会の選挙立会人を
定めるくじを行う日時および場所..... 16

○ 滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙選挙長告示

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所.... 16

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において選挙長が立候補の届出を受け
付ける順位..... 16

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において選挙会の選挙立会人を定める

くじを行う日時および場所..... 16

選挙管理委員会告示

滋選委告示第98号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定に基づき、滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

選挙の期日 令和8年7月5日

選挙すべき議員の数 1人

滋選委告示第99号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定に基づき、滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

選挙の期日 令和8年7月5日

選挙すべき議員の数 1人

滋選委告示第100号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定に基づき、滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

選挙の期日 令和8年7月5日

選挙すべき議員の数 1人

滋選委告示第101号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定に基づく滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙は、同法第119条第1項の規定により滋賀県知事選挙と同時に行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第102号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定に基づく滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙は、同法第119条第1項の規定により滋賀県知事選挙と同時に行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第103号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定に基づく滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙は、同法第119条第1項の規定により滋賀県知事選挙と同時に行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第104号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙および滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において、これらの投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序および開票の順序は次のとおりとする。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票の順序

- 1 滋賀県知事選挙
- 2 滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙

開票の順序

- 1 滋賀県知事選挙
- 2 滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙

滋選委告示第105号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙および滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において、これらの投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序および開票の順序は次のとおりとする。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票の順序

- 1 滋賀県知事選挙
- 2 滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙

開票の順序

- 1 滋賀県知事選挙
- 2 滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙

滋選委告示第106号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙および滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において、これらの投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序および開票の順序は次のとおりとする。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票の順序

- 1 滋賀県知事選挙
- 2 滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙

開票の順序

- 1 滋賀県知事選挙
- 2 滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙

滋選委告示第107号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

選挙長

滋賀県大津市 岡本紘忠

選挙長職務代理者

滋賀県大津市 八軒敏彦

滋選委告示第108号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

選挙長

滋賀県彦根市 野瀬毅

選挙長職務代理者

滋賀県彦根市 長崎克洋

滋選委告示第109号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

選挙長

滋賀県守山市 奥村正綱

選挙長職務代理者

滋賀県野洲市 河本文彦

滋選委告示第110号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

日時 令和8年7月5日午後9時20分

場所 滋賀県大津市皇子が丘一丁目1番1号 大津市皇子が丘公園体育館

滋選委告示第111号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

日時 令和8年7月7日午前10時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

滋選委告示第112号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

日時 令和8年7月5日午後9時15分

場所 滋賀県守山市三宅町100番地 守山市民体育館

滋選委告示第113号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

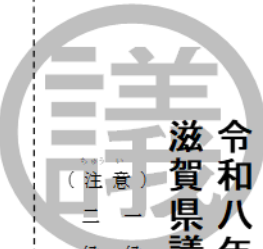
令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

投票用紙
表

折目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	 <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0;">滋賀</p> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold; margin: 0;">令和八年執行 滋賀県議会議員補欠選挙投票</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 滋賀県 選挙管理 委員会印 </div>
-------------------	--

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

折目

裏

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>	<p style="text-align: right;">点字投票</p> <p style="text-align: center;">令和八年執行 滋賀県議会議員補欠選挙投票</p> <p>(注) 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="text-align: center;">滋賀県 選挙管理 委員会 印</p>
---------------------------	---

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「けんぎ ほけつ」と表示する。

滋選委告示第114号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

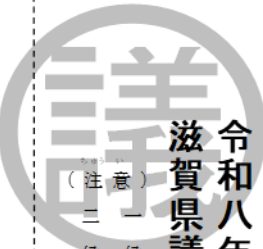
令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙
表

折目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	 <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">滋賀</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">県</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">公報</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">号外(1)</p>

**令和八年執行
滋賀県議会議員補欠選挙投票**

(注意)
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

滋賀県
選挙管理
委員会印

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

折目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">点字投票</div> <div style="text-align: center;"> <p>令和八年執行</p> <p>滋賀県議会議員補欠選挙投票</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: small;"> <p>(注) 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 滋賀県 選挙管理 委員会 印 </div>
-------------------	---

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「けんぎ ほけつ」と表示する。

滋選委告示第115号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

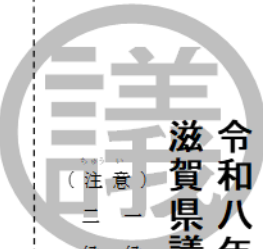
令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

投票用紙
表

折
目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	 <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0;">議</p> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold; margin: 0;">令和八年執行 滋賀県議会議員補欠選挙投票</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px 5px; text-align: center;"> 滋賀県 選挙管理 委員会 印 </div>
-------------------	--

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

折目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	点字投票	令和八年執行 滋賀県議会議員補欠選挙投票 <small>(注意)</small> <small>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</small> <small>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>
		滋賀県 選挙管理 委員会 印

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「けんぎ ほけつ」と表示する。

滋選委告示第116号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において、候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為については、次の機関において受け付ける。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

令和8年6月26日から令和8年7月5日まで

滋賀県大津市御陵町3番1号 大津市選挙管理委員会

令和8年7月6日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会

滋選委告示第117号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において、候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為については、次の機関において受け付ける。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

令和8年6月26日から令和8年7月5日まで

滋賀県彦根市元町4番2号 彦根市選挙管理委員会

令和8年7月6日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会

滋選委告示第118号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において、候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為については、次の機関において受け付ける。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

令和8年6月26日から令和8年7月5日まで

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 守山市選挙管理委員会

令和8年7月6日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会

滋選委告示第119号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年滋賀県条例第40号)第1条の規定により設置するポスター掲示場に候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる日は、令和8年6月26日からとする。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

滋選委告示第120号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年滋賀県条例第40号)第1条の規定により設置するポスター掲示場に候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる日は、令和8年6月26日からとする。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

滋選委告示第121号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年滋賀県条例第40号)第1条の規定により設置するポスター掲示場に候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる日は、令和8年6月26日からとする。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

滋選委告示第122号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年滋賀県条例第41号)第2条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

日時 令和8年6月26日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第123号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年滋賀県条例第41号)第2条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年6月26日午後6時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第124号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年滋賀県条例第41号)第2条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年6月26日午後7時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第125号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

制限額 6,271,800 円

滋選委告示第126号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

制限額 6,133,700 円

滋選委告示第127号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

制限額 5,820,000 円

滋選委告示第128号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第129号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押

すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第130号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第131号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙長印を次のとおり定める。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



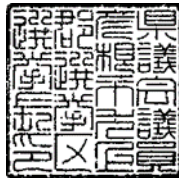
23ミリメートル平方

滋選委告示第132号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙長印を次のとおり定める。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



23ミリメートル平方

滋選委告示第133号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙長印を次のとおり定める。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



23ミリメートル平方

滋選委告示第134号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1

項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年6月25日現在において次のとおりである。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

50分の1の数	22,898
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,108
大津市選挙区の3分の1の数	95,250
彦根市犬上郡選挙区の3分の1の数	35,882
守山市選挙区の3分の1の数	23,132

滋選委告示第135号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第136号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和8年6月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙選挙長告示

滋議大選区告示第1号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和8年6月26日

滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙選挙長 岡本紘忠

令和8年6月26日

滋賀県大津市御陵町3番1号 大津市役所新館特別会議室

令和8年6月27日以降

滋賀県大津市御陵町3番1号 大津市選挙管理委員会

滋議大選区告示第2号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和8年6月26日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和8年6月26日

滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙選挙長 岡本紘忠

滋議大選区告示第3号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年6月26日

滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙選挙長 岡本紘忠

日時 令和8年7月2日午後5時45分

場所 滋賀県大津市御陵町3番1号 大津市役所新館特別会議室

滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙選挙長告示

滋議彦選区告示第1号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和8年6月26日

滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙選挙長 野 瀬 毅

令和8年6月26日

滋賀県彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎5-1、5-2会議室

令和8年6月27日以降

滋賀県彦根市元町4番2号 彦根市選挙管理委員会

滋議彦選区告示第2号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和8年6月26日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和8年6月26日

滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙選挙長 野 瀬 毅

滋議彦選区告示第3号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年6月26日

滋賀県議会議員彦根市犬上郡選挙区補欠選挙選挙長 野 瀬 毅

日時 令和8年7月2日午後5時30分

場所 滋賀県彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎2-1会議室

滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙選挙長告示

滋議守選区告示第1号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和8年6月26日

滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙選挙長 奥 村 正 綱

令和8年6月26日

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所防災会議室

令和8年6月27日以降

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 守山市選挙管理委員会事務局

滋議守選区告示第2号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和8年6月26日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和8年6月26日

滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙選挙長 奥 村 正 綱

滋議守選区告示第3号

令和8年7月5日執行の滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年6月26日

滋賀県議会議員守山市選挙区補欠選挙選挙長 奥 村 正 綱

日時 令和8年7月2日午後5時30分

場所 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所21会議室

